
件名： 第3回 海苔のトレーサビリティシステムガイドライン策定委員会

日時： 2006年1月18日 水曜日 13:30~16:30

場所： 航空会館 506号会議室

1 乾海苔の結束紙へのバーコード活用の検討について

事務局 A：資料1 2~3ページを説明

結束紙には必ず漁協名、漁連名、氏名（生産者名）が書かれているので、バーコードを入れる事によりトレーサビリティを実現しやすくできないか、という提案だ。特に、「責任の明確化と品質改善の促進」と「商品の多様化や価値の向上の支援」に取り組もうとした場合に有効なのではないかと考えている。それらの目的を実現しようとする、海苔加工業者さんの製造ラインに投入した原料の生産者名を記録する必要がある。

バーコードを入れる事によって、海苔加工業者さんの業務が本当に楽になりそうかということが一番重要なので、ご検討いただきたい。かつバーコードを実際に印刷するのは生産者側なので、生産者段階で可能かどうかご意見を伺った上で、可能ならばガイドラインに盛りこみたい。

委員 A：生産者だけでやっても意味が無く、加工業者も読み取れるよう、仕組みを一致させなければならない。

事務局 A：業務用の加工海苔については、流通システム開発センター（JANコードを管理している）が中心になって作成した「食品原材料 入出荷・履歴情報遡及システムガイドライン」を適用できる。

乾海苔の結束紙へのバーコードについては、漁連から海苔加工業者までが関係するので、独自に決めることができる。

委員 A：A漁協とB漁協のコードが違ったら使えないので、「同じコード体系をつくりあげる」ということをどこかに入れておいた方がよい。

委員 B：海苔の場合、どこまで遡及するトレーサビリティが必要なのか、という論議があまりされないまま、ここまできている。個人的には、県漁連さんが責任を持ってくれば、生産者の段階まで遡らなくてもいいと思う。ただ、個別に特殊なものを作った場合には生産者まで分からなければならないというトレーサビリティがあって然るべきだと思う。したがって、バーコードを付与する必要性はないのではないかと。

委員 C：例えば海苔を買ってきて家に帰って開けてみたら、他の製品と色が違う、穴が開いていたという場合に、仮に製品に検索番号があっても自分でパソコンを使って検索するというようなことは少ないと思う。お店に行ってクレームを伝えた時に追及できて、原因を調べて頂けるくらいのシステムが、消費者にとっても理想的だと思う。

委員 D：現状では、生産者が特定できた分についてはクレームに対応している。結束紙には等級、組合名、漁連名、生産者名、生産者番号は必要であろう。それをバーコード化するのであれば、今後検討していきたい。

委員 B：結束紙に情報が入っている事は全然問題ないが、バーコード化までする必要は無いのではないか。

委員 A：生産履歴、流通履歴もある程度わかると同時に、バーコード化することによって流通コスト、生産の中の管理コストをどこまで改善できるか、という視点もいるのではないか。そうするとバーコードを共通化して、活用する方が良いのではないか。

委員 B：一日に製造する製品に使用する乾海苔の生産者数は物凄く多くて到底管理できない。

委員 E：ある程度まとまったロットで投入している場合には、バーコードで読まなくても管理しているが、その後バラバラになって製品になっていくので、個別に生産者まで管理できるかという難しい。原料は、その日に使った何人かの内のどれを投入したか、という所までは既に記録している。それに対してバーコードリーダーを導入する事が何かのメリットになるか疑問が残る。

書き控える事との費用対効果の問題だが、どれだけのメリットがあるか。

2 海苔のトレーサビリティシステムガイドライン修正案について

「1 はじめに」について

事務局 B：資料3 1～5 ページの修正箇所を説明

* 対象となる事業者とその業務について

委員 F：(食品メーカーの加工業務まで対象とすることは)難しいと思う。ただ、例えばバーコードを使うようなシステムを構築する事は決して悪いことではない。

実際、食品メーカーに色々な海苔が入ってくるので、消費者の方々に開示するのは非常に難しい面があるが、産地を商品として謳うときには、絶対(記録をすることは)必要になってくる。

委員 A：「そういうことが望ましい」くらいの穏やかな表現にして残しておいた方が良いのではないか。例えば外食産業、フードサービスの原産地表示が問題になってくる。

結論

・対象となる事業者とその業務について、食品メーカーの「加工」業務も対象範囲とする。

「2 目的と対象範囲の設定」について

事務局 B：資料3 6～7 ページの修正箇所を説明

委員 A：プライバシーの問題はどこかで触れているのか。

事務局 B：個人情報については「4 目的に応じたシステムの設計」に加筆した。

* 2 - 1 トレーサビリティシステムの導入目的の設定

農水省 A：導入目的（資料 3、p6）の順番について、「加工海苔製品製造・販売後の問題発生時の対応」が 1 番上にくて、2 番目に「責任の明確化と品質改善の促進」、3 番目に「適正な原産地表示の遵守」、4 番目に「商品の多様化や価値向上の支援」になるのではないかと。

結論

・導入目的の設定について、「考えられる目的」の順番を農水省案に変更。

* 海外産へのガイドライン適用について

委員 A：このガイドラインは国内のものだけど、中国や韓国の海苔についても準拠することを入れておく必要があると思う。

水産庁：中国の海苔養殖は日本の生産流通工程と違うので、中国などを考えると物凄く複雑なものができる。とりあえず、日本できっちり固めた方がよいのではないかと。

委員 G：今後、この基準の中でやってもらうということになるだろう。

事務局 A：各事業者の方がトレーサビリティに取り組むための目的というよりは、ガイドラインを作成すること自体の目的なので、今のご指摘を踏まえて、1 ページの「(2) 策定のねらい」の中に加筆する。

結論

・1 章の「(2) 策定のねらい」に、海外で生産・製造される海苔についてトレーサビリティシステムを導入する際には、このガイドラインに準拠できるよう加筆する。

「3 システム導入の基本事項」について

事務局 B：資料 3 8～9 ページの修正箇所および資料 4 を説明

* 3 - 2 識別・記録の手順(8 ページ)

委員 E：資料 3 の「3 - 2 識別・記録の手順」の最後の方にある、『事業者内や事業者間で技術的・経済的に合理的なのか検討する』ということをもっと 1 番前にもってきてもらいたい。1 番初めにこれが必要だ。

何のためにどこまでやるのか、というのが 1 番大事だと思う。それを原点にもう一度見直してもらいたい。

「4 目的に応じたシステムの設計」について

事務局 B：資料 3 10～16 ページの修正箇所を説明

* 4 - 3 「責任の明確化と品質改善の促進」を目的とする場合

事務局 A：責任の明確化ということをもっと 1 番前にもってきてもいいと思う。製品になっ

た段階から生産者一人を特定できる必要はないが、原料投入段階から生産者一人一人を特定できるようにするために、原料を投入する時に生産者の名前を記録することを、案では「必須」にしているが、どうか。(漁連が)返品に応じる基準を考慮した。

委員 B: 海苔加工業者が返品をするという行為だけに関しては有効的だ。ガイドラインを作ることによって、やらなければいけないということが発生してくると、厳しい所もある。

委員 E: 責任については、生産者が全くわからないまま返品されるのは困るということもあるだろう。ただ原料を投入するところまで生産者名を記録しても製品に言及されないのでは、万が一消費者からクレームがきた時に、その生産者名をどう生かしたらいいのか。その製品に使用した原料の生産者が複数になった場合は、単数じゃない限り同じことだ。

委員 B: むしろ、何月何日何時に製造したものに異物が入っていた場合、そういうものは他にないか、その日にちゃんと機械は整備されていたのか等を調べるためにトレーサビリティの意味があって、生産者を特定するというではないと思う。

農水省 A: トレーサビリティに取り組む各段階の方たちがメリットを享受することは重要なことだと思う。それなりに、海苔加工業者の方々にもメリットがあるとすれば、生産者名または生産者団体名を記録するべきだと思う。

委員 A: 私は、生産者名を記録するべきだと思う。消費者段階から発想すれば生産者まで特定できる仕組みというのは何らかの意味で必要だと思うし、海苔加工業者にも小売にとってもメリットがあるはずだ。

事務局 A: 13 ページの必須項目に、「生産者名を記録する」と書いたが、「使用した原料の入札回数、漁協名、等級について記録する」ということを必須にすることは可能か。

委員 B: 現状やっている。ただ、生産者まで記録するというを必須にした場合、加工海苔業界全体でやっぺいこうということになると厳しい。

農水省 B: トレーサビリティに取り組む方たちが「責任の明確化と品質改善の促進」を目的にする場合は生産者名を記録することが必須になる、ということで考えていただいた方がいい。

委員 E: (生産者の) 5~6 人が 1 人まで絞り込めるようにするというのであれば別だが、そこを厳しく決めたところで果たして意味はあるのか。

農水省 B: これをメリットに感じられなかったら、トレーサビリティの目的としては取り組まないということになるのではないか。

事務局 A: 漁連さんの意見もあると思う。どこまで特定してくれれば責任を取るか。

委員 D: 生産者まで特定していただいた上で、クレームの対応をさせていただいている。

委員 E: 海苔業界ではもっと大切なことがある。今回のガイドライン作成がそういったことを助長してくれればいいが、決して逆効果を生むようなことになってはならない。(基準を作った場合) 本当にいいものを作ろうと思っている生産者がはじかれてい

くことになってはならない。

委員 F：他の食品では、特に日本の中でおいしいものというのは生産者の段階まで遡及したいというニーズがある。本当にいい生産者を守るためにも、生産者名まで記録することは必要なのではないか。全ての海苔加工業者さんへ広げていくためには、生産段階へ共通基準を持たせるよりも、最終的に結束紙へバーコードを印字するという方法をとらないと難しいと思う。

水産庁：この目的で取り組む場合は必須だということで、トレーサビリティをやるためには必須ではないということをはっきり言えばいい。

委員 A：流通や在庫段階でも色々な問題は起きる可能性がある。記録されることが望ましい。生産者にとってもメリットになる。

事務局 A：では、生産者名まで記録することを現段階では必須の形で残させていただく。他の海苔加工業者からも意見を聞いて次回の委員会でお諮りし、再度ご検討いただきたい。

結論

・「責任の明確化と品質改善の促進」を目的とする場合には、海苔加工業者が製造前段で生産者名を記録することを必須項目として記載する。

・ただし他の海苔加工業者の意見を収集し、次回再度お諮り検討していただく。

* 「初摘み」「一番摘み」について表示する場合の記録

委員 E：記録項目に、加工段階で使用する原料の摘採した日付を特定するように書いてあったが、日付や等級が「一番摘み」を規定することは出来ないので、記録しても意味はない。

委員 A：「一番摘み」「初摘み」と製品に表示した以上は、その根拠を説明する責任がある。

委員 E：二番摘みと表示している乾海苔の中にも一番摘みというものもある。また、「新」「初」という等級が付いていなくても、初摘みのものもあるため、一概に言えない。

事務局 A：一番摘みかというのは、生産段階の履歴なので、生産段階まで辿って生産者が証明できるような形にしておく必要があると思う。

委員 E：何か問題があったときには生産者まで遡れるけれど、証明書を取って海苔加工業者で保管しておくというのは難しい。

委員 D：「推」等級の乾海苔を使った製品が初摘みとして売られている場合は、漁連も漁協、生産者も証明出来る。

委員 G：共販で使っている言葉とは全く違うので、誤解されることがあっては困る。

委員 A：生産財としての言葉と消費財としての言葉が違うのであれば分ける必要がある。消費財として加工した商品の「初摘み」「一番摘み」は生産段階の時と若干ニュアンスが異なるが消費者や使用者の問い合わせに対しては、ちゃんと説明できることが望ましいと記述すべきだと思う。

事務局 A：具体的には 14 ページに書いた二つの必須項目のうち、二つ目（摘採時期を謳った製品を製造する場合、原料製造時期の記録を残す）については削除する。

結論

- ・「商品の多様化や価値の向上の支援」を目的とする場合、製品仕様にあった原料や製品を識別して製品や食品を製造した記録を残すこと、のみ必須項目とする。

「5 現品への表示項目」について

事務局 B：資料 3 17～18 ページを説明

事務局 A：結束紙へのバーコードを入れる件については、海苔加工業者さんが記録する時に便利だと考えて提案したが、肝心の海苔加工業者さんが、あまり必要性を感じなければ書かなくてもよい。

委員 A：今後必要になってくるかもしれないので、バーコードやコード体系、その活用については今後重要な課題であるということは書いておいた方がいい。言及しておくとなんか色々な人の啓蒙にもつながる。

委員 E：流通の仕組みの中で活用していくことはいずれ必要になるということは書いてもいいと思う。すぐ出来るかどうかは別なので必須は困る。

事務局 A：必須にはしない。もし書くのであれば、提案するだけだ。

結論

- ・バーコードの活用について、必須項目にするのではなく提案のみ行う。
- ・「バーコードの付与、その活用について今後重要な課題であり、流通の仕組みの中で使うことは、トレーサビリティの効率的運用においては効果的である。」ということを加筆する。

(3) 海苔のトレーサビリティシステムガイドラインの策定と普及

事務局 B：資料 5 を説明

委員 B：(ガイドライン案が固まってきた) この段階で海苔の業界団体などに説明された方がよいと思う。そうしなければ普及につながらない。

委員 D：漁連の方も是非お願いしたい。

結論

- ・ガイドライン案を公開する前に、海苔の業界団体へご説明させていただき、ご意見を頂戴する。
- ・普及のためのリーフレットを作成する方向で検討する。

第 4 回委員会は、3 月中旬に開催予定。